

## 公益通報窓口を設置しています

市の業務を行っていて、「何かおかしい?」「不正では?」と感じることはありませんか。  
例年どおりというだけで、違法な行為が放置されていませんか。  
そうした問題を見つけたときは、「公益通報相談窓口」にご連絡ください。



### 通報のしかた

※公益通報であることを、最初に伝えてください。

通報先	総務部総務課	外部窓口（弁護士）
対応者	総務課の職員が受け付けます。	弁護士が受け付けます。 ※通報者の情報は、本人に同意を得た場合を除き、市に通知されません。
通報手段	郵送・FAX・メール・電話・面会 【郵送】 〒372-8501 伊勢崎市今泉町二丁目410番地 総務部総務課 公益通報 宛  【FAX】0270-23-9800 【メール】 <a href="mailto:tuuhou@city.isesaki.lg.jp">tuuhou@city.isesaki.lg.jp</a>  公益通報専用のメールアドレスです。 【電話】 0270-27-2701(ダイヤル) 午前8時30分から午後5時15分 (土日祝日を除く)	郵送・FAX・メール 【郵送】 〒372-0007 伊勢崎市安堀町1867-9 GG2 階 村上大樹法律事務所 伊勢崎市公益通報 宛 【FAX】0270-75-3900 【メール】 <a href="mailto:isesaki.koueki@murakami-lawoffice.com">isesaki.koueki@murakami-lawoffice.com</a>  公益通報専用のメールアドレスです。
通報様式	電話以外の通報は、「公益通報書」により行ってください。	

※電話、FAXは、公益通報専用の回線ではありません。

## 公益通報 Q&A

### ●公益通報ってなんですか？

市の職員や受注先事業者の従業員等によってなされる、市の業務に関する法律違反又は違反するおそれのある事実についての通報をいいます。いわゆる内部告発です。

### ●どんなことが通報できますか？

次の業務についての法令違反（公益通報者保護法に規定された法律）です

- ・市の事務事業
- ・市の出資する団体の出資目的に係る業務
- ・市から業務を受託し、若しくは請け負った事業者における当該業務
- ・指定管理者における当該施設の管理運営業務

### ●誰が通報できますか？

次に掲げる者です。原則として実名で、連絡先等を明らかにして通報してください。

- ・市職員（会計年度任用職員を含む一般職の職員）
- ・市の出資する団体の役員及び職員
- ・市から業務を受託し、又は請け負った事業者の役員及び従業員
- ・指定管理者の役員及び従業員
- ・市を役務の提供先とする派遣労働者
- ・上記のうち、一年以内に退職した職員、従業員等（役員は除きます。）

### ●通報することで不利益な取扱いをうけませんか？

通報者の秘密は守られます。

公益目的で通報したことを理由に、懲戒処分等の不利益な取扱いを受けることはありません。

### ●公益通報にならない場合はありますか？

市の業務（受託又は請け負った業務を含む）以外のことや、法令違反ではない通報は公益通報として取扱われません。なお、職場の不満やトラブルを解決するための制度ではないため、他人への中傷や個人的な感情による通報はできません。

### ●匿名でも通報はできますか？

正確な調査を行うために、後日追加で事情をお聞きする場合がありますので、できる限り氏名、所属及び連絡先を明らかにして通報してください。ただし、匿名の通報も可能です。

なお、通報内容が具体的でない場合には、調査できない場合があります。

\*\*\*\*\*

公益通報者保護制度について、詳しくは消費者庁のホームページをご覧ください。

公益通報者保護制度ウェブサイト <http://www.caa.go.jp/planning/koueki/index.html>

公益通報者保護制度相談ダイヤル 03-3507-9262

平日 9：30～12：30 13：30～17：30